

谷道事務所Presents ためになる法律講座

今月のTOPIC

改正貸金業法が2010年6月から本施行！

2010年10月から年収の1/3までしか借入れ不能に！

金融庁は2009年12月から2010年6月までに、「改正貸金業法」が完全施行されることが決まりました。

今回の改正点は、消費者金融(サラ金等)業者が個人に貸付をする場合、多重債務被害を防ぐために、1人当たりの貸出額を年収の3分の1以内に抑える制度です。

また1社当たり50万円超の貸付、または、総借入残高が100万円超となる貸付には、年収等の資料の取得や調査が義務付けられます。

このため新規の貸付が認められなかったり、(貸し渋り)これまで遅れることなくきちんと返済しているのに、突然まとまった返済を迫られる(貸しはがし)可能性があります。

今回の改正では次の2つを金融機関に義務付けさせています。

1. 返済能力の調査義務

貸金業者は、貸付契約を締結するために、顧客等の返済能力の調査が義務づけられます。また、個人が顧客等の場合には、指定信用情報機関が保有する信用情報(テラネット、CIC、CCBなどの個人信用情報機関)を使用した調査が義務づけられ、規制内容に抵触する場合は、源泉徴収票等の提出も義務づけられます

- 1社の貸付金額が50万円超となる貸付け
- 貸付金額と他貸金業者のこれまでの貸付残高の合計額が100万円超となる貸付け

2. 返済能力を超えた貸付禁止

顧客等の返済能力を超える貸付契約締結を禁止。また、自らの貸付金額と他の貸金業者の貸付残高の合計額が年収等の3分の1を超える貸付けが原則禁止となりました。

- 1 貸付金額と他貸金業者のこれまでの貸付残高の合計額が年収の1/3を超える貸付け

簡単に説明しますと、1社において合計で50万円までは今までどおり借入できますが、500,001円になると源泉徴収票などの所得証明書の提出を必ず求められるということです。

また2社から借入れがある場合は、A社借入(40万円)+B社借入残金(70万円)の合計金額が100万円以上になる場合も所得証明書の提出が義務付けられています。

各業者が提出を求める所得を証明する書類に基づいて、信用情報センターに問合せ調査の結果、年収の1/3を超えると判明した場合は、新規借入れは一切出来なくなってしまいます。



所長の谷道ですつまらないことでも、喜んでお答えして回答致しますので、お気軽ご質問お問合せ下さい！

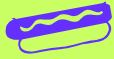
今月の
Present

「総量規制」というテーマでお話させて頂きましたが、今回のプレゼントはわたくし谷道が使用した、債務整理に関するレジュメを、ご希望の方には進呈いたします。皆様の会社経営の手引きににしていただければ幸いです！

お問合せは
コチラ

80th 谷道司法書士事務所
谷道事務所
谷道行政書士事務所

〒933-0046
富山県高岡市中川本町
8番6号
Tel:
0766-22-5511
(AM9時~PM6時)
Fax0766-22-5513
(24時間受付中)



谷道事務所Presents ためになる法律講座

今月のTOPIC

改正貸金業法が2010年6月から本施行！

2010年10月から年収の1/3までしか借入れ不能に！

金融庁は2010年6月までに、「改正貸金業法」が完全施行されることを決めました。

今回の改正点は、消費者金融(サラ金等)業者が個人に貸付をする場合、多重債務被害を防ぐために、1人当たりの貸出額を年収の3分の1以内に抑える趣旨の制度です。

今回の改正では次の2つを金融機関に義務付けさせています。

1. 返済能力の調査義務

貸金業者は、貸付契約を締結するために、顧客等の返済能力の調査が義務づけられます。また、個人が顧客等の場合には、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用した調査が義務づけられ、規制内容に抵触する場合は、**源泉徴収票等の提出も義務づけられます**

- 1 社の貸付金額が50万円超となる貸付け
- 2 貸付金額と他貸金業者の過去の貸付残高の合計額が100万円超となる貸付け

2. 返済能力を超えた貸付禁止

顧客等の返済能力を超える貸付契約締結を禁止。

また、自らの貸付金額と他の貸金業者の貸付残高の合計額が年収等の3分の1を超える貸付けが原則禁止となりました。

- 1 貸付金額と他貸金業者のこれまでの貸付残高の合計額が**年収の1/3を超える貸付け**

簡単に説明しますと、1社において合計で50万円までは今までどおり借入できますが、50万円を1円でも超えると源泉徴収票などの所得証明書の提出を必ず求められるということです。

また2社から借入れがある場合は、A社借入(40万円)+B社借入残金(70万円)の合計金額が100万円以上になる場合も**所得証明書の提出が義務づけられています**。

既に支払いが困難になっている方は、すぐに司法書士などの債務整理の専門家に相談に行くのがよいでしょう。

さもなければ、より高金利な闇金融業者に借入することになり、取り返しのつかない状況に陥ることになりかねません。

自己破産予備軍が日本国内に2、300万人いると言われており、この改正貸金業法の施行により、さらに60万も増加する見込みとNTTデータが試算しています。

社長の会社の従業員さんは大丈夫でしょうか？

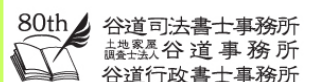


所長の谷道ですつまらないことでも、喜んでお答えして回答致しますので、お気軽ご質問お問合せを下さい！

今月の
Present

「総量規制」というテーマでお話させて頂きましたが、今回のプレゼントはわたくし谷道が使用した、債務整理に関するレジュメを、ご希望の方には進呈いたします。皆様の会社経営の手引きにしていただければ幸いです！

お問合せは
コチラ



〒933-0046
富山県高岡市中川本町
8番6号

Tel
0766-22-5511
(AM9時~PM6時)
Fax0766-22-5513
(24時間受付中)